

# 労保連労働災害保険について

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます。）により公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースもみられます。このようなことに対応するため、労働者に対する労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険（労災保険の上乗せ補償制度）です。

労保連労働災害保険は労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償いたします。契約に際しては重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）をご理解の上、ご契約ください。

## ● 保険料について ●

労保連労働災害保険の保険料は、業種及び賃金総額により算出されます。

なお、ご連絡いただければ、保険料の見積りをいたします。

## ● 補償について ●

保険金は、被災労働者の給付基礎日額をもとに算出され、休業・障害・死亡に対して補償されます。

休業保険金…労災保険と併せて、100%の収入を補償

障害保険金…障害等級1級から14級まで補償

死亡保険金…給付基礎日額をもとに最高2,000日分を補償（2口加入の場合）

死亡弔慰金…死亡保険金が支払われた場合には死亡保険金とは別に一律30万円が支払われます。

## ● 手続きについて ●

事業主が労保連労働災害保険に加入するときは、申込書に保険料を添えて事務組合に提出するだけで済みます。

また、保険料の計算は労災保険料の計算に準じているので簡単です。

## ● お支払いについて ●

労災保険での支給決定に基づき、保険金請求書等が全国労保連に到着した日の翌日から起算して原則30日以内に保険金を指定の金融機関等の口座に支払います。

## ● 保険金が支払われない (主な) 災害について ●

- 保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害
- 地震、噴火、津波による労働災害
- 戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動による労働災害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による労働災害
- 建設業であって支払賃金総額により保険料の額を算出する場合において、算出基礎に算入していない臨時の被用者、下請負人およびその被用者が被った労働災害
- 風土病による労働災害
- 職業性疾病（労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病的うち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾患有いいます。）による労働災害
- 被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害
- 被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害
- 被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害

## 事業主にとって

### ● 非課税 ●

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。また、支払われる保険金は課税所得となりません。

### ● 特別加入者 ●

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます。

### ● 保険料の割引 ●

3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払い保険料が10万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。（メリット制度）

## 建設業者にとって

### ● 経営事項審査 ●

労保連労働災害保険は、公共工事入札のための経営事項審査において、加点されるための要件を満たしています。（この場合、保険料のもととなる賃金総額は、請負金額に労務費率を乗じて算出します。）

なお、経営事項審査の際に必要な加入証明書は、隨時発行していますので申し出下さい。

### ● 下請事業担保特約 ●

貴社が元請から下請けした工事（下請事業）に係る労災事故については、元請の事業主が下請工事現場を包括して労保連労働災害保険に加入していないと、労保連労働災害保険の補償が受けられませんが、貴社が元請から下請けした工事のすべてを一括して、「下請事業担保特約」に加入することにより、労保連労働災害保険の補償が受けられるようになります。

なお、加入方法は通常の契約と若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせ下さい。

